

部活動の在り方に関する方針

桜井市立桜井西中学校

1 部活動の目的

部活動は、生徒の主的、自発的な活動であり、スポーツや文化等に親しませるとともに、体力や学習意欲の向上、責任感、連帯感の涵養等に資するものである。そのため、部活動を学校教育の一環として実施し、教育課程との関連を図りながら取り組むものとする。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 年間計画等の策定等

- ① 部活動顧問は、年間の部活動計画（参加予定大会日程、学校行事等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動時間、場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- ② 部活動の在り方に関する方針等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動が実施でき、かつ生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができるよう、適正な数の部活動を配置する。
- ② 学校全体として部活動の指導・運営に関わる体制を構築し、各部活動の特性を踏まえた合理的かつ効率的・効果的な活動を実施する。
- ③ 少人数部活動に対して合同部活動等の取組を推進する。
- ④ 生徒や部活動顧問の負担が過度とにならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

3 適切な練習時間及び休養日等の設定

- ① 練習時間は、平日は2時間程度とする。また、土日、休日、長期休業日は3時間程度とする。
※練習試合等においては、実質的な活動が3時間程度となるようにする。
- ② 学期中は、原則、週当たり2日以上以上の休業日を設ける。
(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会等に参加した場合は、他の日に振り替える。)
- ③ 長期休業中の休業日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとれるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

4 安全管理の徹底及び、体罰等の根絶

- ① 活動の前後及び活動中に生徒の様子を観察し、健康状態の把握に努める。また、生徒一人一人の体力・運動能力に応じた指導を心がける。
- ② 定期的に施設・設備等の安全点検を実施し、破損等があれば使用中止、補修などの措置を速やかに講じる。また、生徒に対して使用方法等に関する指導を徹底する。
- ③ 部活動顧問が適切な判断を下せるようマニュアル等を活用し、高温下での活動や急激な天候変化における熱中症等の事故、骨折等の外傷の未然防止に努めるとともに適切に対応する。
- ④ 「体罰・不適切な行為は重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。」という認識のもと、学校全体で体罰等の根絶に向けた取組を推進する。